

令和5年3月

生徒・保護者各位

旭川実業高等学校
校長 宮下 靖広

マスク着用等に関わる対応の変更について

ご存知の通り、政府において、マスク着用の考え方の見直し等が行われ、令和5年3月13日（月）から、マスク着用は個人の判断に委ねるとした上で、混雑した乗り物の中等では着用を推奨するなどとした方針を決定しました。また、5月8日から新型コロナウイルス感染症を、現在の感染症法上の2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に位置付けることとなりました。さらに文部科学省は、学校での教育活動では4月1日以降、マスクの着用を求めないことを基本とする方針を全国の教育委員会などに通知しました

一連の動きを受け、本校での対応について、以下のように決定しましたのでご理解とご協力をお願いいたします。

1 マスクの着用について

3月13日以降も、感染症法上の5類に位置づけられる5月8日までは、強制はしないものの、マスクの着用を推奨します。特に多くの生徒が集まる行事では、マスク着用の協力を呼び掛けます。

・現在、新型感染症の新規感染者は減少している状況ですが、本校では昨年・一昨年と4月8日頃から4月20日頃までの期間、感染者や発熱等による出席停止者が急増しました。感染法上の2類相当として取り扱われる大型連休までは、感染者だけでなく、濃厚接触者も一定期間登校できなくなります。新たな人間関係作りや大きな大会を直前に控えた貴重な時期に登校できなくなることを極力避けながら、約3年間制約されてきた、行事を通じた学びの機会を提供するためにも、5類に引き下げられるまでは、従来同様の感染症予防対策を継続したいと考えます。

2 5月8日以降の対応について

マスク着用については、「個人の判断を尊重する」とこととします。但し、状況に応じて、マスクの着用の協力を呼び掛けます。

・学校感染症の第二種に分類されているインフルエンザと同じ扱いになれば、罹患した場合のみ出席停止になります。感染を疑われる場合や、濃厚接触者になった場合などは出席停止にはなりません。なお、現時点では新型コロナ感染に伴う出席停止の日数などについては明らかになっておりませんので、政府・文部科学省の方針が決定次第それに沿って対応いたします。

今後もウイルスがいなくなったり、その感染力が低下するわけではありません。本校では、この感染症に関して約3年間に渡り学んだことを活かして感染対策を行っていくことが充実した学校生活を守っていくことにつながると考えます。

今後とも、状況に応じた効果的な感染防止対策を行っていきたいと考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。